事業評価の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」及び「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」に基づき、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、当該評価の結果を、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の１月末までに報告するとともに、公表してください。

例）令和元年度予算による交付　　→　事業評価の提出期限：令和３年１月 31 日

【提出時の注意】

◆　提出部数は２部（原本１部、コピー１部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は３部ご用意してください）

【事業評価の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

（1）　地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）